

岐阜県公報

目次

岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則	(法務・情報公開課)	一
訓令 甲		
岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令	(法務・情報公開課)	一
岐阜県公印規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令	(同)	二

号外(五) 平成二十六年 四月 一日

規則

岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県行政書士法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式裏中「抜すい」を「抜替」に改め、「関係書類」を「関係書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十六年四月一日

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報発行規程の一部を改正する訓令

岐阜県公報発行規程（昭和三十四年岐阜県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「及び通知」を削り、同条中「起案用紙を利用する場合にあつては施行方法欄に「県公報掲載」と登録し、又は」を「県公報掲載」と登録し、起案用紙を利用する場合にあつては「県公報掲載」と」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

岐阜県公印規程（昭和三十九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「公文書規程第二条に定める文書管理システム（第三項において同じ。）を利用する回議にあつては」を削り、「を添え当該システムにより」を「に原議その他証拠書類を添えて」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「文書管理システムを利用する回議にあつては、当該システムに公印押印の承認の登録を行うものとする。ただし、紙による回議を行う場合には」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「第二十二号」を「第二十三号」に、「統括監」を「秘書政策審議監」に改め、同条第十二号中「回議、決裁」を削る。

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二 削除

第十四条の三第一項中「所属宛て」を「文書取扱責任者は、所属宛て」に、「場合」を「とき」に改め、「文書取扱責任者が」を削り、「転送し」の下に「なければならぬ」

この場合において「を」を加え、「前条の例により処理し」を「文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」

に改め、同条第二項中「前条の例により処理し」を「文書管理システムに必要事項を登録し、第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」に改める。

第十四条の四中「前四条」を「第十三条、第十四条及び前条」に、「の文書」を「に規定する文書」に改める。

第十四条の五第一項中「から第十四条の三まで」を「第十四条及び第十四条の三」に改める。

第十四条の六第一項中「文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用によりがたい場合は」を削り、同条第四項中「文書管理システムを利用しないで」を削り、「の文書」を「に規定する文書」に改める。

第十四条の七中「紙の場合に限る。」を削る。

第十五条第四項中「の文書」を「に規定する文書」に改める。

第二十条第二項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録を行い、紙による回議を行う場合にあつては」を削り、同条第五項中「(紙の場合に限る。)」を削り、同条第八項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録を行うときにその旨を表示し、紙による回議を行う場合にあつては」を削る。

第二十六条中「場合で紙により回議した文書について」を「とき」に改める。

第二十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三十五条第一項第一号水中「消防課及び総務部人事課」を「総務部人事課及び危機管理部消防課」に、同号ヨ中「総合企画部総合政策課」を「清流の国推進部清流の国づくり政策課」に改める。

第三十六条の二中「の文書を」を「に規定する文書を」に改める。

第四十条第四項中「整理又は」を「整理し、又は」に改め、「文書管理システムに必要事項を登録し、貸し出すことができる。ただし、文書管理システムに登録されていない文書については」を削る。

第四十三条の三を次のように改める。

第四十三条の三 削除

第四十三条の四第一項中「所属宛て」を「文書取扱責任者は、所属宛て」に、「場合」を「とき」に改め、「文書取扱責任者が」を削り、「転送し」の下に「なければならぬ」。この場合において「を加え、「文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、「登録し」の下に「第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」を加え、同条第二項中「登録し」の下に「第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」を加える。

第四十三条の五中「前四条」を「第四十三条、第四十三条の二及び前条」に、「第三十五条第一項第七号の」を「第六十八条第一項第七号に規定する」に改める。

第四十七条の二第一項中「から第四十三条の四まで」を「第四十三条の二及び第四十三条の四」に改める。

第四十七条の三第一項中「文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用によりがたい場合は」を削り、同条第四項中「文書管理システムを利用しないで」を削り、「第三十五条第一項第七号の」を「第六十八条第一項第七号に規定する」に改める。

第四十七条の四中「(紙の場合に限る。)」を削る。

第四十八条第四項中「第三十五条第一項第七号の」を「第六十八条第一項第七号に規定する」に改める。

第五十三条第二項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録を行い、紙による回議を行う場合にあつては」を削り、同条第五項中「(紙の場合に限る。)」を削り、同条第八項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録を行うときにその旨を表示し、紙による回議を行う場合にあつては」を削る。

第五十八条中「場合で紙により回議した文書について」を「とき」に改める。

第六十一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第六十九条の二中「の文書を」を「に規定する文書を」に改める。

第七十二条第三項中「整理又は」を「整理し、又は」に改め、「文書管理システムに必要事項を登録し、貸し出すことができる。ただし、文書管理システムに登録されていない文書については」を削る。

附則第八項中「第十四条の四、第十四条の六第一項」を「第十四条の四」に、「第四十三条の五、第四十七条の三第一項」を「第四十三条の五」に、「第十四条の四」を「第十四条の四、第十五条第四項及び第三十六条の二中」に、「該当する文書を除く。」及び第七号」と、第十四条の六第一項中「文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用によりがたい場合は、当該文書の」とあるのは「当該文書の」とあるのは「当該文書の」と、第十五条第四項、第三十六条の二及び第四十三条の五中「及び第三十五条第一項第七号」とあるのは「並びに第三十五条第一項第六号(第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書を除く。)及び第七号」と、第四十七条の三第一項中「文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用によりがたい場合は、当該文書の」とあるのは「当該文書の」と、第四十八条第四項中「及び第三十五条第一項第七号」とあるのは「並びに第三十五条第一項第六号(第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書を除く。)及び第七号」と、第六十九条の二を「掲げる文書を除く。)及び第七号」と、第四十三条の五、第四十八条第四項及び第六十九条の二に「並びに第六十八条第一項第六号(第八条第一項第二号及び第四号に該当する文書を除く。)及び第七号」とする」を「並びに第六十八条第一項第六号(第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書を除く。)及び第七号」とする」に改める。

附則第九項中「第二十九条第一項第六号、第四十七条の三第四項及び第六十一条第一項第六号」を「及び第四十七条の三第四項」に改める。

別表第一を次のように改める。
別表第一(第八条関係)
各課等の記号等

秘書課	本庁の課又は現地機関等	秘	記号
広報課		広	
行政管理課		行	
財政課		財	
人事課		人	
法務・情報公開課		法	
職員厚生課		職	
税務課		税	
管財課		管	
情報企画課		情企	
総務事務センター		総セ	
清流の国づくり政策課		清政	
市町村課		市町村	
スポーツ推進課		ス推	
危機管理政策課		危政	
防災課		防	
消防課		消	
環境生活政策課		環政	
廃棄物対策課		廃対	
環境管理課		環管	
自然環境保全課		自然	
私学振興・青少年課		私青	

文化振興課	文振
人権施策推進課	人権
統計課	統
県民生活相談センター	県相
岐阜地域環境室	岐環
健康福祉政策課	健政
医療整備課	医整
地域医療推進課	地医
保健医療課	保医
生活衛生課	生衛
薬務水道課	薬
高齢福祉課	高
障害福祉課	障
地域福祉国保課	地国
子ども・女性政策課	子女政
子育て支援課	子支
子ども家庭課	子家
商工政策課	商政
商業・金融課	商金
労働雇用課	労
企業誘致課	企誘
産業技術課	産技
新産業振興課	新産
地域産業課	地産
情報産業課	情産
岐阜地域産業労働室	岐産

街路公園課	公共交通課	都市政策課	砂防課	河川課	道路維持課	道路建設課	技術検査課	用地課	建設政策課	全国育樹祭推進事務局	治山課	森林整備課	県産材流通課	恵みの森づくり推進課	林政課	農地整備課	農村振興課	畜産課	農産園芸課	農業経営課	農産物流通課	検査監督課	農政課	国際戦略推進課	観光課
街公	公交	都政	砂	河	道維	道建	技	用	建政	全育	治	森	県流	恵森	林	農整	農村	畜	農園	農経	農流	検監	農政	国際	観光
岐阜保健所	現代陶芸美術館	美術館	消防学校	東京事務所	自動車税事務所	飛騨県税事務所	東濃県税事務所	中濃県税事務所	西濃県税事務所	岐阜県税事務所	歴史資料館	職員研修所	飛騨振興局	東濃振興局恵那事務所	東濃振興局	中濃振興局中濃事務所	中濃振興局	西濃振興局揖斐事務所	西濃振興局	出納管理課	水道企業課	水資源課	公共建築住宅課	建築指導課	下水道課
岐保	岐陶美	岐美	消学	東	自税	飛税	東税	中税	西税	岐税	歴	職研	飛振	東振恵	東振	中振中	中振	西振揖	西振	出	水企	水資	公住	建築	下

岐阜保健所本巢・山県センター	岐阜本		女性相談センター	女相
西濃保健所	西保		わかあゆ学園	わ学
西濃保健所揖斐センター	西保揖		計量検定所	計検
関保健所	関保		工業技術研究所	工技研
関保健所郡上センター	関保郡		産業技術センター	産セ
中濃保健所	中保		情報技術研究所	情研
東濃保健所	東保		セラミックス研究所	セ研
恵那保健所	恵保		生活技術研究所	生活研
飛騨保健所	飛保		国際たぐみアカデミー	国た
飛騨保健所下呂センター	飛保下		木工芸術スクール	木工
岐阜地域福祉事務所	岐福		情報科学芸術大学院大学	情大
保健環境研究所	保環研		旅券センター	旅
衛生専門学校	衛専		岐阜農林事務所	岐農林
多治見看護専門学校	多看		西濃農林事務所	西農林
下呂看護専門学校	下看		揖斐農林事務所	揖農林
精神保健福祉センター	精セ		中濃農林事務所	中農林
食肉衛生検査所	食衛		郡上農林事務所	郡農林
動物愛護センター	動愛		可茂農林事務所	可農林
身体障害者更生相談所	更相		東濃農林事務所	東農林
知的障害者更生相談所	知更		恵那農林事務所	恵農林
希望が丘学園	希学		下呂農林事務所	下農林
中央子ども相談センター	中子		飛騨農林事務所	飛農林
西濃子ども相談センター	西子		農業技術センター	農セ
中濃子ども相談センター	中濃子		中山間農業研究所	中農研
東濃子ども相談センター	東子		畜産研究所	畜研
飛騨子ども相談センター	飛子		水産研究所	水研

岐阜大学校	農業
病害虫防除所	農大
国際園芸アカデミー	病防
中央家畜保健衛生所	園ア
中央家畜保健衛生所	中央家保
中濃家畜保健衛生所	中家保
東濃家畜保健衛生所	東家保
飛騨家畜保健衛生所	飛家保
森林研究所	森研
森林文化アカデミー	森ア
岐阜土木事務所	岐土
大垣土木事務所	大土
揖斐土木事務所	揖土
美濃土木事務所	美土
郡上土木事務所	郡土
可茂土木事務所	可土
多治見土木事務所	多土
恵那土木事務所	恵土
下呂土木事務所	下土
高山土木事務所	高土
古川土木事務所	古土
東海環状自動車道事務所	東環道
犀川管理事務所	犀
長良川上流河川開発工事事務所	長河開
宮川上流河川開発工事事務所	宮河開
リニア推進事務所	リ推
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	鉄高

<p>別表第三公文例目次中</p> <p>「第一 基本形式」</p> <p>一 新たに条例を制定する場合</p> <p>二 既存条例の一部を改正する場合</p> <p>三 既存条例の全部を改正する場合</p> <p>四 既存条例を廃止する場合</p> <p>第二 条例の書き方</p> <p>一 題名</p> <p>二 目次</p> <p>三 本則</p> <p>四 附則</p> <p>五 別表及び別記様式</p> <p>第三 改正形式</p> <p>一 題名を改正する場合</p> <p>二 目次を改正する場合</p> <p>三 条、項、号等の全体を改正する場合</p> <p>四 条、項、号等を追加する場合</p> <p>五 条、項、号等を削る（削除する）場合</p> <p>六 条例中の字句を改正する場合</p> <p>七 その他の改正</p> <p>「」</p> <p>たに条例を制定する場合</p> <p>存条例の一部を改正する場合</p> <p>存条例の全部を改正する場合</p> <p>存条例を廃止する場合</p> <p>「」</p> <p>に改める。</p> <p>を</p> <p>「第一 新」</p> <p>「第二 既」</p> <p>「第三 既」</p> <p>「第四 既」</p>	<p>流域浄水事務所</p> <p>岐阜・西濃建築事務所</p> <p>中濃建築事務所</p> <p>東濃建築事務所</p> <p>飛騨建築事務所</p> <p>東部広域水道事務所</p>	<p>浄</p> <p>岐西建築</p> <p>中建築</p> <p>東建築</p> <p>飛建築</p> <p>東水</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

本則	目次	題名	条例番号	公布文	別表第三公文例条例の表を次のように改める。 条例 第一 新たに条例を制定する場合 一 条文の形式をとるもの
第一章	第一章 第一節	第一章 第一款 第二款 第一節 第二節 第三款 第三章 附則	岐阜県条例第 号 第一章 (第一条 第 条) 第二章 (第一条 第 条)	平成 年 月 日 岐阜県知事 氏 名	条例をここに公布する。
第 条	第 条	第 条	第 条	第 条	第 条

附 則

附 則

2	1	2
。	。	(中略)。

備考 1 知事の氏名の下部を二文字空ける(以下条例第一二の表から第四の表まで
において同じ。)

2 条文の数が多いたときは、事項別に章、節等に分けて整理する。

二 条文形式をとらないもの(項のみからなる本則)

条例をここに公布する。

平成 年 月 日

岐阜県知事 氏

名

岐阜県条例第 号

条例

附 則

。

第二 既存条例の一部を改正する場合

一 条文の形式をとる場合(二以上の条例を一つの条例で改正する場合)

条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

岐阜県知事 氏

名

岐阜県条例第 号

条例等の一部を改正する条例

(条例の一部改正)

第一条 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)の一部を次のように改正する。

第 条を次のように改める。

()

第 条

。

2

。

(条例の一部改正)

第二条 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)の一部を次のように改正する。

第 条

第 条第一項を次のように改める。

.....

<p>岐阜県条例第 号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>岐阜県知事 氏 名</p> <p>条例の一部を改正する条例</p>	<p>備考 改正される条例が二つの場合でその題名が長くないものについては、改正条例の題名を「 条例及び 条例の一部を改正する条例」と書き表す。</p> <p>二 条文の形式をとらない場合</p>	<p>2 () () ()</p> <p>1 () () ()</p> <p>附 則</p> <p>第 条中「 を 」 「 に改める。</p> <p>第 条中「 を 」 「 に改める。</p> <p>第 条 (昭和 年岐阜県条例第 号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第 条中「 を 」 「 に改める。</p>
<p>2 () () ()</p> <p>1 () () ()</p> <p>附 則</p> <p>第 条 (昭和 年岐阜県条例第 号) の一部を次のように改正する。</p>	<p>三 条例の附則で行う場合</p>	<p>第 条の二 () () ()</p> <p>第 条の三 () () ()</p> <p>附 則</p> <p>第 条 (昭和 年岐阜県条例第 号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第 条第 項中「 を 」 「 に改める。</p> <p>第 条の次に次の二条を加える。</p> <p>第 条 (昭和 年岐阜県条例第 号) の一部を次のように改正する。</p>

第 条を次のように改める。

第 条

第三 既存条例の全部を改正する場合

条例をここに公布する。

平成 年 月 日

岐阜県知事 氏

名

岐阜県条例第 号

条例

条例(昭和 年岐阜県条例第 号)の全部を改正する。
(以下新たに条例を制定する場合に同じ。)

第四 既存条例を廃止する場合

一 廃止を直接目的とする場合

条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

岐阜県知事 氏

名

岐阜県条例第 号

条例を廃止する条例

条例(昭和 年岐阜県条例第 号)は、廃止する。

附 則

条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

岐阜県知事 氏

名

岐阜県条例第 号

条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)

二 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)

三 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)

附 則

二 条例の附則で廃止する場合

附 則

1

条例(昭和 年岐阜県条例第 号)は、廃止する。

2

(又は)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)
- 二 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)
- 三 条例(昭和 年岐阜県条例第 号)

別表第三公文例規則の表を次のように改める。

規則 条例の例による。

別表第三公文例告示第二一1の表備考を削る。

別表第三公文例訓令甲第一の表備考を削る。

別表第三公文例その他の文書第七一条例の表から別表第三公文例その他の文書第八の表までの規定中「印」を削る。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社